

令和4年12月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年12月22日（木曜日） 議事開始 午前 8時45分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 下原 小枝子 栗下 章二
前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策
田上 みゆき

【推進委員】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため招集していない

欠席委員

【農業委員】 山下 正成

【推進委員】

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩		

議 題

報告第20号 農地等の合意解約について

報告第21号 農用地利用配分計画について

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農用地利用集積計画について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 非農地証明願いについて

事務局長

それではただいまから令和4年12月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長

【あいさつ・・・】

尾山議長

次に委員の出席状況を報告いたします。山下委員より本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は農業委員9名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、下原委員と前原委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第20号から報告第21号及び議案第44号から議案第47号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長

(議案朗読)

尾山議長

議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第20号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

それでは、報告第20号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は15件でございます。

2ページをご覧ください。令和4年12月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の報告案件は、すべて総会案件と関連があるものでしたので、ここでの説明は割愛させていただきます。以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質問がないようですので、次に報告第21号「農用地利用配分計画

について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

報告第21号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。
4ページをご覧ください。

今月の農用地利用配分計画については、令和4年12月1日付けで
県知事が認可した案件をご報告するものでございます。

計38件、145筆、123, 371㎡となっております。詳細に
つきましても、5ページから19ページに記載のとおりです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第4
4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたし
ます。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
いたします。

20ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転1
0件、貸借3件、合計13件となります。申請人の住所・氏名は省略
して、申請内容については、概略をご説明いたします。

初めに、所有権移転について、ご説明いたします。

整理番号1番、21ページから次の22ページまでになります。田
4筆、2, 200㎡、畑2筆、1, 301㎡、計6筆、3, 501㎡
の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、次の23ページまでになります。畑2筆、976㎡
の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、畑3筆、2, 361㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、次の24ページから25ページまでになります。田3筆、5, 435㎡、畑2筆、4, 746㎡、計5筆、10, 181㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、竹下委員の掘起しです。

整理番号5番、田1筆、1, 111㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、次の26ページまでになります。田3筆、3, 550.38㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、畑1筆、1, 059㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、次の27ページです。田1筆、1, 050㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、畑2筆、872㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号10番、次の28ページです。田1筆、1, 034㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、伊地知委員の掘起しです。

続きまして、貸借について説明いたします。29ページになります。

整理番号1番、29ページから次の30ページまでになります。田7筆、5, 774㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下委員の掘起しです。また、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

整理番号2番、次の31ページまでになります。田2筆、2, 386㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、竹下委員の掘起しです。

整理番号3番、田1筆、996㎡の賃貸借です。備考欄のとおり、谷口委員の掘起しです。

また、貸人が死亡しているため、相続人からの申出であります。

以上、所有権移転10件、貸借3件、合計13件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第44号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番から3番の土地を土器委員に、申請人「受人」の報告を津口委員にお願いしていただきましたので、代わって事務局に申し上げます。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

整理番号1番の農地について、土器委員の調査報告を代読します。申請農地は、〇〇自治会内で基盤整備はされており、形状は悪く、6筆の農地の一部には竹の倒木がある状況です。また、日照、接道、用排水は良好です。作付けは、水稻のみを作付けしています。

整理番号2番の農地について、申請農地は、〇〇自治会内で基盤整備はされており、形状は良好で、周辺農地一帯は山林です。また、日照、接道、用排水は良好です。作付けについては、されていません。

整理番号3番の農地について、申請農地は、〇〇自治会内で基盤整備はされており、形状は良好で、周辺農地一帯は、畑及び山林です。また、日照、接道、用排水は良好です。作付けについては、されていません。以上、代読により報告いたします。

続けて、整理番号1、2、3番の受人について、津口委員の調査報告を代読します。

受人は〇〇自治会に住んでいます。受人の営農状況は、兼業農家であり、水田で〇〇、芋を耕作しており、営農に一生懸命取り組まれています。渡し人との関係は他人であります。地域との調和については、

現在所有の農地について、畦地及び用水路は適正に管理されており、取得後も問題ないと思われます。今後の予定は、水田には〇〇、芋を、畑には果実を作付けするとのことです。以上、代読により報告いたします。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号4番について報告します。農地は〇〇自治会内にございます。基盤整備は済んでいます。形状は良いです。周辺一帯は田、畑、山林で鉄山川の横になります。日照、接道、用排水は良好です。今年は水稻が作付けされていました。

受人につきましては、移住されてきた方です。住まいは〇〇自治会〇〇地区です。稲作主体の専業農家です。渡人との関係は地区内の知人同士です。後継者は今のところおりません。取得後は畑にはサツマイモ、そば等を、田には水稻を作付けるとのことです。所有農地、畦畔の管理状況は良好です。地域との調和も非常に良いです。

渡人が定年退職後も農業をする見込みがなく、処分を望んでいることから今回の売買に至ったという事です。面積に対して価格が安いと思われるかもしれませんが、そのような事情もあつてのことです。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長 次に、整理番号5番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の報告を高谷委員にお願いしていただきましたので、事務局にお願いします。

まずは、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号5番の農地について報告します。〇〇と〇〇の間に位置しています。基盤整備はされておりません。形状は整っています。日

照、接道、用排水も良好です。耕運もなされており、管理状況は良好です。問題ないと判断します。以上です。

尾山議長 次に、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号5番の受人について、高谷委員の調査を代読報告いたします。受人は〇〇自治会在住で稲作主体の専業農家です。渡人との関係は知人です。後継者はありません。所有農地の管理も行き届いており、地域との調和も協力していきたいとの事でしたので問題ないと判断します。以上、代読報告いたします。

尾山議長 次に、整理番号6番の土地及び申請人「受人」の報告を溝添委員にお願いしていただきましたので、代わって事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号6番の農地について溝添委員の調査を代読報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。場所は〇〇の南側にあります。基盤整備はされておられません。周辺一帯は水田であり、きれいに整地されております。日照、接道、用排水は良好です。

続いて受人の状況について報告いたします。受人は〇〇在住で稲作主体の専業農家です。後継者はいらっしゃいます。渡人との関係は知人であります。地域との調和については周辺の農家の方々と協力していきたいとの事でした。以上、代読報告いたします。

尾山議長 次に、整理番号7番の土地及び申請人「受人」の報告を杉元委員にお願いしていただきましたので、代わって事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号7番の農地、畑1筆について、杉元委員の調査報告を代読します。

申請農地は、〇〇自治会名にあり、〇〇の東側であり、周辺は、畑や住宅が混在している地域です。当該農地の状況は、東及び南は畑、北は山林です。日照、接道、用排水は問題なく、取得後はそばを作付予定です。

受人の状況は、高齢ではありますが、農地等の管理は適正であり、特に問題はありません。以上、代読により報告いたします。

尾山議長

次に、整理番号8番の土地及び申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理

議長。

尾山議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

整理番号8番の農地について説明します。農地は〇〇自治会内にあります。公民館から西側へ500メートルのところに位置します。〇〇沿いで受人所有の農地に並んだ場所です。基盤整備はされておられません。農地の形状はあまり良くありません。周辺一帯は田、山林、竹山に囲まれているようなところです。日照もあまり良くありません。接道、用排水は良好です。水稻が作付けされている状況です。

受人に関しましては、〇〇自治会〇〇地区に在住です。営農状況は稲作主体の専業農家です。栗、竹のこ、ブルーベリー等もやっております。受人との関係は地区内の知人です。後継者はいません。取得後の予定は稲作をやるということです。所有農地、畦畔の管理は良好です。地域との調和もよろしいと判断します。ご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

次に、整理番号9番の土地及び申請人「受人」の報告を田上委員にお願いします。

田上委員

議長。

尾山議長

田上委員。

田上委員

整理番号9番についてご報告いたします。申請地は一部山林に隣接していますが、形状は良く、条件は良い場所でした。現在は耕起済で

す。

受人の営農状況は稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、兼業であるため畑は知人に管理を委託して、水田に関しては家族で管理しているとの事です。渡人との関係は他人です。特に問題はないと判断します。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

尾山議長

次に、整理番号10番の土地及び申請人「受人」の報告を伊地知委員にお願いしていただきましたので、代わって事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

整理番号10番の農地、田1筆について、伊地知委員の調査報告を代読します。

申請農地は、〇〇自治会内にあります。場所は、〇〇公民館より南側500mの東寄りの〇〇前にあります。周辺一帯は田んぼで、基盤整備されており、形状、日照、接道、用排水は良好です。

受人について報告します。受人は市外者であります、受人の職業が農業で、市内の親族が経営する農業法人で就農しているため、あわせて報告します。受人は稲作主体の農家であり、現在のところ後継者はいませんが、父親のもとで就農しており、何事に対しても活動的に従事されています。地域との調和に関しては、積極的に活動されると伺っており、農薬散布については、周辺の方々と調和を図るとのことでしたので、問題ないと思います。以上、代読により報告いたします。

尾山議長

次に29ページの貸借 整理番号1番と2番の土地を竹下会長代理にお願いします。申請人「受人」は、所有権移転整理番号4番と同一人物のため省略します。

竹下会長代理

議長。

尾山議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

貸借整理番号1番、2番の説明をいたします。1番と2番は隣接しておりほぼ同じところ、〇〇自治会〇〇地区です。基盤整備はさ

れておりません。周辺一帯は山林、宅地に囲まれています。東側に〇〇川が流れています。日照、接道、用排水は良好です。水稻主体で利用されてきており、受人の住まいから2,3分のところに位置します。

受人は許可後は相当な広さの管理になり、人手が心配される場所です。機械の導入等も考えているとの事です。以上よろしく願いいたします。

尾山議長

貸借整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を谷口委員にお願いしていただきましたので、代わって事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

整理番号3番の農地、田1筆について、谷口委員の調査報告を代読します。

申請農地は、〇〇の〇〇公民館から東へ500m先の坂道を降りた〇〇地区と〇〇地区の境目付近に住宅が4,5戸あるところであり、基盤整備されており、農地は良好で、北側の一辺だけが堤防と並んで緩くカーブしている形状です。

農地の周辺は、水田と住宅が混在している状況です。日照、接道、用排水は良好です。作付けは、水稻及び飼料を作付けしています。以上、代読により報告いたします。

受人については、〇〇自治会内に住んでおられまして、専業農家で稲作、飼料を作られております。渡人との関係は知人であり、後継者はおられません。所有農地、畦畔の管理は良好で、地域との調和も協力して頑張るとの事です。〇〇を退職し、専業農家としてやっておられます。〇〇でもございます。

尾山議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ござ

いませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計13件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第44号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第45号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

それでは別冊の議案第45号「農用地利用集積計画について」説明します。

説明に入る前に、議案の取下げの申し出がありましたので報告致します。議案書80ページから81ページ、整理番号66番の4筆については取下げの申し出がありましたので削除をお願い致します。理由につきましては、申請地4筆のうち、2筆が筆界未定地となっており、宮崎県農業振興公社としては筆界未定地は取り扱いえないとの理由により取下げの申し出がありましたので削除をお願い致します。

今月の計画件数は所有権移転7件、利用権設定86件、合計93件となっております。

利用権設定のうち、農地中間管理事業は84件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転について、ご説明いたします。

1ページです。整理番号1番、畑2筆 7, 273㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、1ページから2ページになります。田3筆、1, 941.68㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、998㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、畑1筆、1, 927㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

3ページです。整理番号5番、田1筆、1, 207㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、畑2筆、2, 370㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

4ページになります。整理番号7番、畑2筆、1, 303㎡の売買です。

10月総会の所有権移転関連で、価格は他の農地6筆、6, 292㎡を含め総額〇〇円です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。

利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

5ページです。整理番号1番、田2筆、1,740㎡の賃貸借です。
整理番号2番、37ページから38ページです。田3筆、畑1筆、計4筆、3,458㎡の賃貸借です。山口委員の掘起しです。

整理番号3番から87番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、システムへの配分先未入力面積が表示されてしまうものですのでご了承ください。

整理番号3番、田1筆、974㎡の賃貸借です。

整理番号4番、7ページから9ページです。田6筆、3,642㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、977㎡の賃貸借です。

整理番号6番、9ページから11ページです。田8筆、4,847㎡の賃貸借です。

整理番号7番、11ページから12ページです。田2筆、1,550㎡の使用貸借です。

整理番号8番、田1筆、1,215㎡の使用貸借です。

整理番号9番、12ページから13ページです。田1筆、973㎡の賃貸借です。

整理番号10番、13ページから14ページです。田5筆、3,656㎡の賃貸借です。

整理番号11番、14ページから15ページです。田2筆、994㎡の使用貸借です。

整理番号12番、15ページから17ページです。田6筆 5,806㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆、1,381㎡の賃貸借です。

整理番号14番、17ページから18ページです。田2筆、1,743㎡の使用貸借です。

整理番号15番、田2筆、1,539㎡の賃貸借です。

整理番号16番、18ページから19ページです。畑1筆、467

m²の使用貸借です。

整理番号17番、19ページから20ページです。畑6筆、3,778 m²の使用貸借です。

整理番号18番、畑2筆 2,883 m²の使用貸借です。

整理番号19番、19ページから22ページです。畑4筆、3,475 m²の使用貸借です。

23ページです。整理番号20番、畑3筆、7,537 m²の使用貸借です。

24ページです。整理番号21番、畑3筆、2,856 m²の使用貸借です。

25ページから26ページです。整理番号22番、畑6筆 5,398 m²の使用貸借です。

整理番号23番、26ページから28ページです。畑8筆、5,076 m²の使用貸借です。

29ページです。整理番号24番、田1筆、2,582 m²の賃貸借です。

整理番号25番、29ページから30ページです。田4筆、7,650 m²の賃貸借です。

整理番号26番、30ページから32ページです。田7筆、7,342 m²の賃貸借です。

整理番号27番、田1筆、426 m²の賃貸借です。

33ページです。整理番号28番、田3筆、953 m²の賃貸借です。

整理番号29番、34ページから38ページです。田12筆、畑4筆、計16筆、17,545 m²の賃貸借です。

整理番号30番、38ページから42ページです。田16筆、13,532 m²の賃貸借です。

整理番号31番、42ページから47ページです。田20筆、14,774 m²の賃貸借です。

整理番号32番、47ページから49ページです。田7筆、3, 523 m²の賃貸借です。

整理番号33番、49ページから52ページです。田10筆、6, 082 m²の賃貸借です。

整理番号34番、52ページから55ページです。田10筆、5, 088 m²の賃貸借です。

整理番号35番、55ページから56ページです。田4筆、2, 539 m²の賃貸借です。

整理番号36番、田2筆、2, 209 m²の賃貸借です。

57ページです。整理番号37番、田1筆、1, 012 m²の賃貸借です。

整理番号38番、田2筆、1, 599 m²の賃貸借です。

58ページです。整理番号39番、畑2筆、1, 425 m²の賃貸借です。

整理番号40番、58ページから59ページです。田3筆、2, 122 m²の賃貸借です。

整理番号41番、田1筆、1, 935 m²の賃貸借です。

60ページです。整理番号42番、田3筆、2, 949 m²の賃貸借です。

整理番号43番、61ページから62ページです。田6筆、1, 309 m²の賃貸借です。

整理番号44番、62ページから63ページです。田3筆、3, 857 m²の賃貸借です。

整理番号45番、63ページから64ページです。田2筆、1, 722 m²の賃貸借です。

整理番号46番、田1筆、616 m²の賃貸借です。

整理番号47番、64ページから65ページです。田1筆、2, 756 m²の賃貸借です。

整理番号48番、田1筆、1, 506 m²の賃貸借です。

整理番号49番、田1筆、6, 491 m²の賃貸借です。

整理番号50番、66ページから67ページです。田5筆、3, 252 m²の賃貸借です。

整理番号51番、67ページから68ページです。田3筆、6, 409 m²の賃貸借です。

整理番号52番、田1筆、2, 078 m²の賃貸借です。整理番号53番、68ページから70ページです。田5筆、5, 303 m²の賃貸借です。

整理番号54番、田3筆、5, 542 m²の賃貸借です。

71ページです。整理番号55番、田3筆、2, 030 m²の賃貸借です。

整理番号56番、72ページから74ページです。田8筆、5, 640 m²の賃貸借です。

整理番号57番、田1筆、1, 842 m²の賃貸借です。

整理番号58番、畑1筆、1, 003 m²の賃貸借です。

75ページです。整理番号59番、畑1筆、984 m²の賃貸借です。

整理番号60番、田1筆、6, 834 m²の賃貸借です。

整理番号61番、75ページから76ページになります。田1筆、982 m²の賃貸借です。

整理番号62番、76ページから77ページです。田4筆、2, 946 m²の賃貸借です。

整理番号63番、77ページから79ページです。田6筆、4, 183 m²の賃貸借です。

整理番号64番、田2筆、1, 310 m²の賃貸借です。

整理番号65番、田1筆、1, 458 m²の賃貸借です。

整理番号66番、80ページから81ページです。田2筆、畑2筆、

計4筆、6, 422 m²の賃貸借です。

整理番号67番、畑1筆、991 m²の賃貸借です。

整理番号68番、81ページから82ページです。田1筆、1, 006 m²の賃貸借です。

整理番号69番、田1筆、1, 974 m²の賃貸借です。

整理番号70番、82ページから83ページです。田4筆、2, 305 m²の使用貸借です。

整理番号71番、田1筆、4,187 m²の賃貸借です。

84ページになります。整理番号72番、田2筆、2, 024 m²の賃貸借です。

整理番号73番、84ページから86ページです。田5筆、3, 837 m²の賃貸借です。

整理番号74番、田1筆、221 m²の賃貸借です。

整理番号75番、田1筆、4, 084 m²の賃貸借です。

87ページです。整理番号76番、田1筆、2, 067 m²の賃貸借です。

整理番号77番、87ページから88ページです。畑3筆、9, 198 m²の賃貸借です。

整理番号78番、田2筆、1, 854 m²の賃貸借です。

89ページです。整理番号79番、田2筆、7, 791 m²の賃貸借です。

整理番号80番、田1筆、1, 023 m²の賃貸借です。

90ページです。整理番号81番、田3筆、3, 319 m²の賃貸借です。

整理番号82番、91ページから92ページです。田6筆、4, 713 m²の賃貸借です。

整理番号83番、92ページから93ページです。田2筆、1, 651 m²の賃貸借です。

整理番号84番、田1筆、1,000㎡の賃貸借です。

整理番号85番、93ページから95ページです。田6筆、7,232㎡の賃貸借です。

整理番号86番、田2筆、1,703㎡の賃貸借です。

96ページです。整理番号87番、田1筆、597㎡の使用貸借です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が、農用地の全てを、効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。

尾山議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。ここでしばらく休憩いたします。10時ちょうどに再開します。

(休憩)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第45号の審議に入ります。

25ページ利用権設定整理番号22番について審議をいたします。ここで議長を竹下会長代理と交代いたします。

(尾山会長退席)

竹下会長代理(議長)

それでは、利用権設定、整理番号22番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

竹下会長代理(議長)

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。利用権設定、整理番号22番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹下会長代理(議長)

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。尾山会長の退席を解きます。

(尾山会長着席)

竹下会長代理(議長) ここで、議長を尾山会長と交代します。

尾山議長 次に21ページ、利用権設定19番の譲渡人は、田上委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき田上委員の退席を求めて審議します。田上委員の退席をお願いします。

(田上委員退席)

尾山議長 それでは、利用権設定、整理番号19番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。利用権設定、整理番号19番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田上委員の退席を解きます。

(田上委員着席)

尾山議長 次に96ページ、利用権設定87番の譲渡人は、田中委員が役員である法人であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき田中委員の退席を求めて審議します。田中委員の退席をお願いします。

(田中委員退席)

尾山議長 それでは、利用権設定、整理番号87番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。利用権設定、整理番号87番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田中委員の退席を解きます。

(田中委員着席)

尾山議長

それでは、利用権設定、整理番号19番と22番および87番を除く、議案第45号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

下原委員

議長。

尾山議長

下原委員。

下原委員

中間管理機構に使用貸借で貸した場合のデメリットは何かありますか。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

使用貸借であれば相手方が本人もしくは家族になっていると思われます。今回の件でいえば、地区の集積率を上げる事で補助事業の補助率が上がったりしますので、デメリットというよりはメリットが大きいかと思われます。

尾山議長

下原委員よろしいですか。

下原委員

はい。

尾山議長

他に質疑はありませんか。

稲田委員

議長。

尾山議長

稲田委員。

稲田委員

89ページ、79番。2筆で面積が7,791㎡で、賃貸料が7,790円ですが、けた違いではないですか。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

委員ご指摘のとおりこちらの記載誤りでございます。正しくは77,910円でございます。申し訳ございません。訂正方お願いいた

します。

尾山議長 稲田委員よろしいですか。

稲田委員 はい。

尾山議長 他に、質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。利用権設定、整理番号19番と22番および87番を除く、議案第45号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第45号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

尾山議長 次に議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第47号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 33ページ、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

今月の許可申請件数は1件です。

申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。34ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑1筆、556㎡を農家住宅として申請するものです。権利関係は贈与です。譲受人と譲渡人の関係は親子となります。農地区分が第1種農地ですので、原則不許可ですが、集落接続の要件を満たすことから、不許可の例外規定が適用されます。工事期間は許可日から令和5年8月31日までとなっています。事業費につきましては、住宅建設費〇〇円、農業用倉庫建設費〇

〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を融資により対応されるとの事です。生活排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、南側水路にて処理します。

35ページ、議案第47号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は1件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

36ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇、田1筆、3795㎡のうち120㎡です。申請理由は公衆用道路です。

備考欄に記載のとおり、農振農用地については農振担当と協議済みであります。以上、ご審議方よろしくお願い致します。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第46号から第47号については、12月21日に、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員長から報告をお願いします。

稲田第3小委員長

議長。

議長

稲田第3小委員長。

稲田第3小委員長

第3小委員会の報告を行います。会長から召集を受けまして、12月21日に委員8名、事務局3名、計11名の出席のもと第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は農地法第5条1件、非農地証明願い1件の計2件でございます。それでは議案ごとに説明いたします。

議案第46号農地法第5条の規定による許可申請、整理番号1番について説明いたします。譲受人は今回農家住宅を建設したく候補地を探していたところ、譲渡人の所有する申請農地の承諾が取れたので申請するものです。なお、譲受人と譲渡人の関係は義理の親子となります。場所は〇〇地区です。〇〇から西側に約4キロの所に位置します。申請地の状況は、北側は山林、南及び東側は宅地、西側は農地に接している第1種農地ではありますが、集落接続による不許可の例外規定に

より、転用が可能となります。周囲農地への影響はないと判断し、その他特に問題は見当たりませんでした。

続きまして議案第47号、非農地証明願いについて説明いたします。整理番号1番につきましては事務局が用意した航空写真や現況写真等で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は慎重審議しました結果、農地法第5条申請1件については許可相当とし、非農地証明願い1件については、非農地としてやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いしまして第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長
事務局
議長
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

議長。

事務局。

判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。

また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。

よりまして、今月の議案第46号から議案第47号の計2件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長

ただいま、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

岩屋委員
尾山議長
岩屋委員

議長

岩屋委員

先ほどの説明で義理の親子とありましたが、実の親子ではないでし

ようか。

事務局 議長

尾山議長 事務局

事務局 委員のご指摘どおりです。申し訳ありませんが実の親子で訂正をお願いします。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 土地の件は問題ないと考えますが、建物の価格がここ数年〇〇円を下らなくなってきていると思っています。今後、農業後継者の農家住宅を建設するにあたってはそのくらいの金額を見ておかなければならないと考えると非常に心配です。建設価格について質問します。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 住宅の建設費用に関しましては、5条許可申請に必要な添付書類からは把握できないところであります。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第46号と議案第47号に対する第3小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。

議案第46号から議案第47号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第46号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第47号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時20分